

うるま市優秀建設工事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の建設意欲を高め、建設工事の質的向上に資することを目的に、本市が発注した建設工事のうち、特に優秀な工事（以下「優秀建設工事」という。）を施工した建設業者を表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事で、本市が発注したものをいう。
- (2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は当該建設業者で構成する共同企業体をいう。
- (3) 評定点 うるま市工事成績評定要領（平成17年4月1日制定。うるま市水道事業発注工事においては、うるま市水道事業請負工事検査規程（令和2年水道事業規程第4-5号）及びうるま市水道事業請負工事監督規程（令和2年水道事業規程第4-6号）の別表に定める成績表採点指針）に基づく工事成績評定点をいう。

(表彰の対象となる優秀建設工事の選考基準)

第3条 この要領による優秀建設工事の表彰の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内に本社を有する者が施工した工事
 - (2) 表彰年度の前年度に完成した工事であって、原則として評定点が83点以上の工事
 - (3) 請負代金が500万円を超える工事（解体工事を除く。）
- 2 第2条第2号に規定する共同企業体が施工した建設工事において、市内に本店を有しない建設業者を含むときは、市内に本店を有する建設業者のみを表彰の対象とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回、市長が表彰状を授与して行う。

(委員会の組織)

第5条 第3条第1項に規定する優秀建設工事の表彰対象となる工事を選考するため、うるま市優秀建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。
- (3) 委員は、都市建設部長、都市建設部参事、財務部長、農林水産部長、教育委員会社会教育部参事、水道部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議の内容は、非公開とする。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が緊急を要すると認めるときは、持ち回りで回議して委員会の審議に代えることができる。

(選考結果報告、表彰者の決定等)

第8条 委員長は、表彰に該当すると認められる優秀建設工事を選考したときは、その選考結果を優秀建設工事選考結果報告書により市長に報告し、市長は、その報告に基づき表彰者を決定するものとする。ただし、表彰の決定日から表彰日までの間に、当該表彰決定者が次条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。

(表彰の欠格条項)

第9条 表彰の対象となる建設業者が、表彰年度の前2年度及び表彰年度の4月1日から表彰日までの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰しない。

(1) うるま市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成17年うるま市告示第12号)により、指名停止措置を受け、又は受けることが明らかであるとき。

(2) 建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかであるとき。

(3) 他の工事において、うるま市工事成績評定要領(うるま市水道事業発注工事においては、うるま市水道事業請負工事検査規程及びうるま市水道事業請負工事監督規程の別表に定める成績表採点指針)に基づく評定点が65点未満の工事を施工したとき。

(4) その他表彰することが不相当と認められるとき。

(資料の提出等の要求)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(被表彰者への通知)

第11条 市長は、第8条本文の規定により決定した被表彰者に対し、優秀建設工事の表彰決定について(通知)(別記様式)により、通知するものとする。

(秘密の厳守)

第12条 委員は、公正にその任務を行い、会議の審議内容について、秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務及び表彰に関する事務は、総務部契約検査課において処理する。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、優秀建設工事の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和5年6月21日から施行する。

別記様式（第11条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（被表彰者） 様

うるま市長



優秀建設工事の表彰決定について（通知）

貴社が施工した（工事名）について、うるま市優秀建設工事選考委員会において審査した結果、優秀建設工事として下記のとおり表彰することを決定しましたので通知します。

記

- 1 表彰年月日：
- 2 表彰時間：
- 3 表彰場所：

なお、表彰日までの間において、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、表彰を取り消すことがあります。

- （1）うるま市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱により、指名停止措置を受け、又は受けることが明らかであるとき。
- （2）建設業法の規定に基づく監督処分を受け、又は受けることが明らかであるとき。
- （3）他の工事において、うるま市工事成績評定要領（うるま市水道事業発注工事においては、うるま市水道事業請負工事検査規程及びうるま市水道事業請負工事監督規程の別表に定める成績表採点指針）に基づく評定点が65点未満の工事を施工したとき。
- （4）その他表彰することが不相当と認められるとき。